当該基準日の直前の基準期間	当該基準日の直前の基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日から次の通常基準日までは、当該通常基準日の直前の通常基準期間）
基準日を含む基準期間	基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準期間（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）
百分の五	百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の翌日の属する基準期間が特例基準期間の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日の直前の通常基準日における基準日未使用残高の百分の五）

第四十二条第一項第二号

［略］

（自家型発行者の業務の承継の届出）

第五十一条　法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十六号により作成した届出書に、次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　略］

（廃止の届出等）

第五十三条　法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第二十七号により作成した届出書を金融庁長官に提出しなければならない。

［２・３　略］

（法令違反行為等の届出）

第五十三条の二　前払式支払手段発行者は、自己又はその役員若しくは従業者に前払式支払手段の発行の業務に関し法令に違反する行為又は前払式支払手段の発行の業務の健全かつ適切な運営に支障を来す行為があったことを知った場合には、当該事実を知った日から二週間以内に、次に掲げる事項を記載した別紙様式第二十八号による届出書を財務局長等に提出するものとする。

一　当該行為が発生した営業所又は事務所の名称

二　当該行為を行った者が当該前払式支払手段発行者の役員又は従業者である場合にあっては、当該行為を行った役員又は従業者の氏名又は名称及び役職名

三　当該行為の概要

当該基準日の直前の基準期間	当該基準日の直前の基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日から次の通常基準日までは、当該通常基準日の直前の通常基準期間）
基準日を含む基準期間	基準日を含む基準期間（法第二十九条の二第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準期間（同条第二項に規定する特例基準日をいう。以下この項において同じ。）の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日を含む通常基準期間）
百分の五	百分の二・五（同条第一項の届出書を提出した日の属する基準期間が特例基準日の翌日から次の通常基準日までの期間である場合にあっては、当該通常基準日における基準日未使用残高の百分の五）

第四十二条第二号

［同上］

（自家型発行者の業務の承継の届出）

第五十一条　法第三十条第二項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通及び次に掲げる書類（官公署が証明する書類については、届出の日前三月以内に発行されたものに限る。）を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［一～四　同上］

（廃止の届出等）

第五十三条　法第三十三条第一項の規定による届出をしようとする者は、別紙様式第三十一号により作成した届出書に、当該届出書の写し二通を添付して、金融庁長官に提出しなければならない。

［２・３　同上］

［条を加える。］